

産業用機械等レンタル（賃貸借）約款

第1条（総則）

本レンタル約款は、鈴木精工株式会社（以下貸借人という）とお客様（以下借借人という）の間の産業用機械等の動産（以下「レンタル物件」という）の賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用される。

第2条（本約款の個別契約への適用）

本約款は、別途当事者間に特約のない限り、貸借人と借借人間に締結される一切の個別契約に適用される。

第3条（個別レンタルの申し込み）

本約款に基づき、借借人は貸借人と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうえ、レンタル契約を申し込む。

第4条（個別契約の成立）

個々のレンタル契約は、借借人が前第3条にしたがって申し込み（口頭による場合を含む）、貸借人の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する（以下「個別契約」という）。但し、借借人の工事現場責任者またはその代理人による申し込みによっても成立する。

第5条（レンタル期間）

(1) レンタル期間は、原則として物件を貸借人の指定場所から出荷した日より、貸借人の指定場所へ返還した日迄とする。

(2) 借借人が、レンタル期間の短縮、または延長を申し出て、貸借人がそれを認めたときは、この期間及びレンタル料金については別途協議する。

第6条（レンタル料金）

(1) 借借人は貸借人に対し、貸借人からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに貸借人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。但し、別に支払の条件について取り決めによる特約がない場合に適用される。

(2) 借借人が、前項の期日に代金を完済しないときは、完済まで日歩8銭の割合による損害金を支払うものとする。

第7条（レンタル物件の引渡し）

(1) 貸借人の物件引渡しは、原則として貸借人の指定場所で、借借人又は借借人の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送委託人に対して行う。

(2) 借借人は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領書を貸借人に交付する。

(3) 組立・据付・あるいは解体作業をともなう物件と引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日及び返還条件を定める。

(4) 物件の搬出・運送・積み下ろしなどにともなう事故は、借借人、または借借人の手配による場合は借借人の責任とし、貸借人、または貸借人の手配による場合は貸借人の責任とする。

第8条（保証金）

借借人は契約成立と同時に、貸借人の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金または貸借人の認めるそれに代わるもので貸借人に支払う。この保証金は契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該契約終了時に清算する。但し、この保証金に利息はつけない。

第9条（物件の検収）

借借人は、物件受領後、ただちに貸借人の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。もし、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに貸借人に連絡する。貸借人が、借借人に連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

第10条（物件の保守管理）

(1) 借借人は、善良なる管理者の注意をもって物件を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。その為の費用は特約のない限り、借借人が負担する。

(2) 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、借借人の責任と負担でこれを行う。

(3) 借借人の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、第12条(1)の場を除き貸借人の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。

(4) 借借人がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

第11条（物件の検査）

貸借人は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができ、

第12条（物件についての損害賠償）

(1) 物件が、天災地変、その他借借人貸借人いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、借借人貸借人が協議して定める。

(2) 物件が、借借人の使用方法・取り扱いの不備などにより損失した場合は、修理費及び修理期間に相当したレンタル料金を補償金として借借人は貸借人に払う。

(3) 貸借人の過失により物件が盗難にあったり、滅失した場合、借借人は物件の再調達額を貸借人に支払うか同じ同等品を貸借人に返却する。

第13条（損害賠償）

借借人が貸借人の物件の保管・使用に起因して（但し、貸借人の整備不良などの貸借人の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対人的・物的な損害が発生した場合は、借借人の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として払う。但し、貸借人があらかじめ賠償責任保険を付している事故について貸借人が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、貸借人は借借人に交付することができる。

第14条（禁止事項）

借借人が貸借人の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更すること。
3. 物件を本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、貸借人の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第15条（通知義務）

借借人は、貸借人は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 借借人は、物件について盗難・滅失あるいは、毀損などが生じた時。
2. 住所を移転した時。
3. 代表者を変更した時。
4. 事業内容に重要な変更があった時。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法的・事実に侵害があった時。

第16条（個別契約満了時の処理と物件の返還）

(1) 個別契約期間満了時、又は期限前であっても第17条により貸借人から物件返還の請求があった時は、借借人はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。貸借人は物件の返還を受け取ると同時に借借人に受領書を公布する。

(2) 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として借借人の負担とする。

(3) 物件の返還は、借借人貸借人双方立会いのうえ、行うこととする。但し、借借人が立ち会えない場合は、貸借人の検収をもって有効とする。

(4) 借借人は物件を返還する時は、それが借借人の使用方法、取り扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第12条(2)項の定めに従い、借借人の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を貸借人に支払う。

(5) 借借人は、事由の如何を問はず物件につき留置権並びに同時履行抗弁権を行使しない。

第17条（契約の解除）

下記の場合、借借人または貸借人は本契約及び個別契約を解除することができる。

(1) 借借人または貸借人が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。

(2) 借借人が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。

(3) 借借人が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法が違反したとき。

(4) 借借人または貸借人が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・破産・会社整理・会社更生・民事再生手続きの申し立てをしたとき。

(5) 借借人の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

第18条（契約解除時の処理）

前項の規定により、本契約及び個別契約が解除された場合には、借借人はただちに物件を引き取るものとし、その引取りに要する費用は責のある当事者が負担するとともに、借借人の取引に対して借借人は貸借人に協力しなければならない。

第19条（中途解除）

(1) 個別契約期間中における中途解除は原則として認められない。但し、借借人が特別な事由により、期間満了前に申し出し、借借人がこれを認めた場合はこの限りではない。

(2) 前項において、解除が認められた場合、借借人はただちに第16条の規定に基づき手続きを履行する

第20条（解済損害金）

本契約および個別契約が第17条および第19条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても借借人はあらかじめ特約した損害金を支払う。但し、特約のない場合は借借人貸借人協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

第21条（代物弁済予約）

借借人は、貸借人に対して、第17条に基づき借借人が借借人との本契約および個別契約を解除したときには、借借人所有の産業用機械、什器備品等のうち貸借人が任意に指定する物品につき、借借人が引き揚げてこれを換償し、借借人が貸借人に対して負担するレンタル料金、修繕費、解済損害金その他一切の債務の支払いに充てることをあらかじめ承諾し、これに対して異議を申し述べない。

第22条（租税）

借借人は、約款及び個別契約に基づき借借人に金銭債務を負担するときは、借借人が当社に負担する金銭債務といつても相殺することができるものとする。

第23条（秘密の保持）

借借人はこの契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術及び借借人の営業上秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らしてはならない。また、借借人の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようさせなければならない。

第24条（約款および個別契約）

(1) 借借人は、予告なく約款および個別契約を改訂し、または約款の細則を別に定めることができるものとする。

(2) 借借人は、約款および個別契約を改訂しまたは別に定めるときは、借借人の営業所内に掲示するとともに、借借人の発行するパンフレット、ちらしおよびホームページにこれを記載するものとする。これを変更したときも同様とする。

第25条（特約事項）

レンタル契約について、別途書面により特約する場合は、借借人指定の「産業用機械等レンタル（賃貸借）基本契約書」にて契約を行うこととする。

第26条（補則）

本約款に定めなき事項については、借借人貸借人は誠意をもって協議し処理する。

第27条（付則）

本約款は、2010年4月1日以降に締結されるレンタル契約について適用される。

【個人情報に関する条項】

第1条

個人の借借人が、レンタル契約を締結する場合、以下の条項が適用されます。

（個人情報の利用目的）

借借人は、借借人の個人情報すべてを以下の目的（以下「利用目的」という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、借借人はこれに同意します。

- (1) 産業用機械等のレンタル、販売、各種サービスの提供などの借借人の事業につき、借借人からの申込、借借人への借借人からの提案など当事者との商談に当たり、適切な対応を行うため。
- (2) 産業用機械等のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行うため、ならびに借借人の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
- (3) 借借人との契約につき、借借人においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- (4) 借借人から、借借人および 弊社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- (5) 借借人によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる借借人の満足のためのマーケティング分析に利用するため。

第2条

借借人の指定する場所等の情報に個人情報が含まれる場合、借借人は、かかる個人情報の借借人への開示および前条の当事者を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るものとなります。